

2022年2月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 セ イ フ ァ ー ト 代表 者名 代表取締役社長 長谷川 高志 (コード番号:9213 東証 J A S D A Q) 問合 せ 先 執行役員 管理本部本部長兼経理部部長 西山 一広 (TEL 03-5464-1490)

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月25日開催の取締役会において、定款一部変更の件を2022年3月29日開催予定の第32期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

- ・現在における当社の事業内容は多岐にわたり、将来においても更なる事業拡大が見込まれるため、当社 定款第2条の目的を一部変更及び追記するものであります。
- ・「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

## 2. 定款変更の内容

- ・定款の変更内容は、別紙のとおりであります。
- 3. 日程 定款変更のための株主総会 2022 年 3 月 29 日 (予定) 定款変更の効力発生日 上記定時株主総会終結の時

以 上

現行定款

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むこと、並び に次の事業を営む会社及び外国会社の株式 または持分を所有することにより、当該会 社の事業活動を支配、管理することを目的 とする。
  - (1) 雑誌及び情報誌の企画、編集、制作、 出版及び販売
  - (2) 広告代理店業、コンサルティング業並 びに広告宣伝、販売促進、イベント企 画・運営、マーケティングに関する企 画・制作
  - (3) インターネット及び情報端末機を活用 した広告、情報提供サービス及び通信 販売業
  - (4) 一般人材派遣・人材紹介業並びに訪問 サービス事業
  - (5) <u>美容師及び美容に関する</u>職業適性能力 開発のための教育訓練並びに教育教 材の企画、開発、運営、翻訳及び販売
  - (6) 海外研修、海外留学及び海外就労に関する情報提供サービス、コンサルティング及び仲介斡旋に関する業務
  - (7) <u>美容室、美容に関連する</u>店舗及びヘア メイク・スタイリスト事務所の経営並 びに職業訓練教育施設の運営
  - (8) 商品の企画、製造、輸入、販売及び販 売代理業並びにサービスの企画、販売 及び販売代理業
  - (9) 各種教育施設の経営
  - (10) 事業会社を管理する業務
  - (11) 前各号に附帯する一切の業務

変更案

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むこと、並び に次の事業を営む会社及び外国会社の株式 または持分を所有することにより、当該会 社の事業活動を支配、管理することを目的 とする。
  - (1) 雑誌及び情報誌の企画、編集、制作、 出版及び販売
  - (2) 広告代理店業、コンサルティング業並 びに広告宣伝、販売促進、イベント企 画・運営、マーケティングに関する企 画・制作
  - (3) インターネット及び情報端末機を活用 した広告、情報提供サービス及び通信 販売業
  - (4) 一般人材派遣・人材紹介業並びに訪問 サービス事業
  - (5) 職業適性能力開発のための教育訓練 並びに教育教材の企画、開発、運営、 翻訳及び販売
  - (6) 海外研修、海外留学及び海外就労に関する情報提供サービス、コンサルティング及び仲介斡旋に関する業務
  - (7) 店舗及びヘアメイク・スタイリスト事務所の経営並びに職業訓練教育施設 の運営
  - (8) 商品の企画、製造、輸入、販売及び販売代理業並びにサービスの企画、販売及び販売代理業
  - (9) 各種教育施設の経営
  - (10) 古物の売買及び委託販売
  - (11) 事業会社を管理する業務
  - (12) 前各号に附帯する一切の業務

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

(削除)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

(新設)

### (電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
  - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部又は 一部について、議決権の基準日までに 書面交付請求した株主に対して交付す る書面に記載しないことができる。

### (附則)

- 1. 現行定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更定款第16条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70条)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を発生するものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6ヶ月以内の日を株主総会とする株主総 会については、現行定款第16条はなお 効力を有するものとする。
- 3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。